

室川保育園 重要事項説明書

1、保育園概要

法人名	社会福祉法人 玉城福祉会
施設名	室川保育園
代表者名	理事長 玉城善徳
所在地	沖縄市室川2丁目5番20号
電話番号	098-937-7008
園長	玉城善徳
利用定員	3号認定(0歳)・・・8名 3号認定(1、2歳)・・・26名 2号認定(3、4歳)・・・36名
特別保育の実施状況	延長保育事業 保育所地域活動事業

2、開園時間及び休園日

開園時間	7:00～19:00(延長保育を含む)
保育時間	保育標準時間 月曜日～土曜日 7:00～18:00(延長保育は、18:00～19:00) ※土曜日は延長保育はありません。
	保育短時間 月曜日～土曜日 ① 8:00～16:00(延長保育は、前7:00～8:00 後16:00～17:00) ② 9:00～17:00(延長保育は、前8:00～9:00 後17:00～18:00)
休園日	日曜日・祝祭日及びその振替日・慰霊の日 年末年始(12/29～1/3)

3、施設の目的及び運営方針

- (1) 室川保育園(以下「当園」という)は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という。)に対し、適切な特定教育・保育を提供する事を目的とする。
- (2) 当園は、当園を利用する利用子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (3) 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府

県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- (4) 当園は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。

4、職員体制について

(1) 施設長（園長） 1 名

施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副園長 1 名

副園長は、園長を補佐し、その責務を分担整理する。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

(3) 主任保育士 1 名

主任保育士は、施設長を補佐するとともに計画立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(4) 保育士 16 名

保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 調理員 2 名

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(6) 事務・用務員 3 名

事務・用務員は、当園の事務及び用務を行う。

5、保育料について

(1) 保育料について

毎月の保育料は沖縄市へお支払いください。お支払方法や保育料についてのご相談等ありましたら、沖縄市保育・幼稚園課へお問い合わせください。

(2) 実費徴収について

次に掲げる費用は保育料に含まれませんので、別途お支払いいただきます。

ア. 延長保育について

項目	内容、負担を求める理由	金 額
保育標準時間	延長保育に伴う保育園の利用料	30 分 150 円
保育短時間	延長保育に伴う保育園の利用料	30 分 50 円
徴収方法	翌月初めにお支払いとなります。	
※土曜日は延長保育はありません。		

イ. 給食費について

副食費（2号認定）	月額 5,000円
-----------	-----------

6、保育園の特徴・保育内容

当園は、子ども子育て支援法その他関係法令を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

（１） 特定教育・保育（保育時間については2，開園時間及び休園日に記載）

（２） 延長保育事業

保育標準時間認定子どもについては7時から18時まで、保育短時間認定子どもについては8時から16時または9時から17時まで、それぞれ平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

（３） 保育所地域活動事業

地域の子育て家庭への育児講座

（４） その他保育に係る行事等

保育理念

- 1・児童福祉施設の職員として、在園児及び地域の児童の最善の利益を守り、福祉の増進に努める。
- 2・集団生活の中で一人一人にふさわしい生活の場を保障し愛護すると共に、豊かな人間性を持った子どもの育成に努める。

保育方針

- 1、乳幼児期、生涯にわたる人間関係の基礎を培う極めて重要な時期、その子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を培う。
- 2、保育の内容の質を高め、充実させ、養護と教育の一体的な展開を図る。
- 3、子どもの主体的な発達要求に応じた環境を豊かに整え、年齢なりの心情、意欲、態度を養う。

保育目標

<子ども像> かしく（知育）・たくましく（体育）・思いやりのある子（徳育）

*体育・・・健康で明るく心身共に、たくましい子

*知育・・・正しい言葉使い、物事の良い悪いを知り自分の考えをはっきり人に伝えられる子

*徳育・・・集団生活のルールを守り、思いやりがある想像力豊かな子

<園 像>家庭的な雰囲気の中で、生き生き育つ楽しい保育園

<保育者像>子どもから学ぶゆとりある保育者

7、利用の開始について

当園では、沖縄市の利用調整に基づき、当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要書類事項説明などに同意された後に、保育の提供を開始します。

8、利用の終了について

当園は、以下の場合に保育の提供を終了します。

- ①利用乳幼児が幼稚園、小学校に就園就学した時
- ②児童の保護者が児童福祉法又は子ども、子育て支援法に認める支給要件に該当しなくなった時
- ③市外に転出するとき
- ④長期欠席するとき
- ⑤その他、利用継続について重大な支障または困難が生じたとき

9、緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関、または園の指定する医療機関へ受診、搬送及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

10、非常災害時の対策

非常時の対応…別途に定める消防計画書により対応します。

避難訓練・・・火災、地震、津波その他非常時の災害を想定した避難訓練を少なくとも月1回実施

防災訓練・・・消火器具、粉末消火設備、自動火災報知設備
消防機関へ通報する火災報知設備
誘導灯及び誘導標式、防排煙制御設備

11、虐待の防止のための措置に関する事項

児童虐待に関するための、以下の措置を講じています。

- ① 年1回、職員に対して市担当者より児童虐待防止についての説明、指導を受ける。
- ② 児童虐待対応マニュアル（沖縄市）の運用

1 2、その他要望・苦情に関する相談窓口

お気づきのことや、ご意見、ご要望などに適切な対応を図るため、苦情解決責任者である園長の下に苦情受付担当者（主任保育士）を決め、話し合いによりご意見、ご要望などの円滑な解決に努めます。

1 3、禁止事項

個人情報保護の観点から、園舎内外、日常の保育、行事、掲示物等の写真、動画撮影、SNS、インターネットによる投稿についてはこれ等を禁止事項と致します。

児童、保護者、職員、園内外において写真等を許可なく撮る、撮った写真や動画を投稿したり、個人情報など許可なく使用するのは禁止です。

重要事項説明書についての同意書

当保育園における保育の提供を開始するにあたり、「室川保育園重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 室川保育園

園 長 玉城善徳

私は、本書面に基づいて保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、また、入園につきましては、入園後貴園の規則に同意し、これを守ることを制約し、同意します。

令和 年 月 日

住所 _____

保護者氏名 _____ 印

児童との続柄 _____

児童名 _____

児童名 _____

児童名 _____